

## 小樽商科大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）は、小樽商科大学（以下「本学」という。）の教育研究環境の向上を図るために、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることを目的として、機構が所有する本学の施設等のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

### 1. 対象施設

別表「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」（以下「対象施設等一覧」という。）に定めた施設等

### 2. 募集の概要

#### (1) 協定の条件

- ① 協定の期間：原則3年以上とし、期間の延長を可能とする。
- ② ネーミングライツ料：対象施設等一覧のとおり。

#### (2) 応募資格

応募資格は、法人又は法人格のない団体、個人とします。ただし、次のいずれかに該当するものは応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑪ 社会問題を起こしているもの
- ⑫ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑬ 前各号によるもののほか、機構のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと機構が認めるもの

#### (3) 愛称等の付与

- ① 命名する愛称等は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

- ② 大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
  - ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
  - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・ 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
  - ・ 名刺広告
  - ・ 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
  - ・ その他表記する愛称等として適当ではないと認められるもの
- ③ 愛称等は、「小樽商科大学におけるネーミングライツに関する基本方針」に基づき、機構で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称等の変更は原則としてできません。

#### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。  
なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。  
また、詳細な内容については、機構と事前協議することが必要です。

- ① 対象施設等に愛称等のサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に機構との協議をお願いします。
- ② 機構は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ そのほか希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### (5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後又は協定の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称の表示及び本学のホームページ掲載等については機構の負担で行います。
- ③ 愛称の使用開始日において、サインや案内看板等の設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サインや案内看板等が破損等したことにより第三者に損害が生じた場合の費用負担は、原則としてすべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

## (6) 募集期間、提出方法

募集期間は、随時受け付けとします。

ただし、対象施設等一覧の施設等毎に、最初の応募者を受け付けた翌月の同日をもって、当該施設等の受け付けは終了いたします。

また、提出方法は、**持参（郵送可）**又は本学HP上の**Webフォーム**とし、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜・祝日及び機構が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

なお、受け付けを終了する施設等に係る郵送での受付は、受付終了日当日の消印まで有効とします。

## (7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）**※持参（郵送可）のみ**
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人等に係る以下の書類等**※Webフォームの場合は添付可**

〔法人、団体の場合〕

- ・ 概要及び直近3年間の決算報告書
- ・ 登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ・ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

〔個人の場合〕

- ・ 住民票の写し（発行3か月以内のもの）
- ・ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

## (8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断し、役員会でネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資 格	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 応募資格を満たしているか。</li><li>・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li><li>・ 経営基盤が安定しているか。</li></ul>
選定基準	愛称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学生、教職員及び地域住民に受入れられるか。</li><li>・ 施設等のイメージを損なうおそれがないか。 等</li></ul>
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるか。</li></ul>
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 機構が設定する最低年間協定額以上であるか。</li><li>・ 高額であるほど高評価とする。</li></ul>
	協定期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 機構の希望協定期間以上であるか。</li><li>・ 協定期間が長いほど高評価とする。</li></ul>
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

## (9) 選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

### 3. 協定の締結及び公表

機構は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権（初回協定締結日より最長5年間）を付与します。

### 4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、4月末日までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、協定の開始年度については、協定を締結した月の翌月末日までに当該年度分を納入するものとします。

### 5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、双方協議の上決定することとします。

### 6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、機構は期間満了を待たずに協定を解除することができるものとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月以上前に機構へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

また、これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学管理課調達係

〒047-8501 北海道小樽市緑3丁目5番21号

電話 0134-27-5220

FAX 0134-27-5225

E-mail keiyaku@office.otaru-uc.ac.jp

※ 申込を受理しましたら、メール、電話等にて連絡いたします。

数日経っても連絡がない場合はこちらで受理していないおそれがありますので、確認の連絡をお願いいたします。

※ 対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。

## 別表

## ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧

(2023(令和5)年4月1日現在)

対象施設	施設名称	建築年	規模	収容人数	最低希望価格	備考
附属図書館	附属図書館	1967年	m <sup>2</sup> 4,140	人 —	千円/年 1,500	
大学会館	大学会館	1994年	2,253	—	1,000	
第1体育館 第2体育館	第1体育館 第2体育館	2006年 1988年	2,326 1,155	—	1,500	2棟一体で 対象とする
2号館	BL4/国際交流 スタジオ	—	55	10	300	
3号館	104教室	1973年	204	228	700	
	105教室	1973年	163	168	500	
	114教室(UR)	2022年	165	106	500	
	210教室	1973年	269	324	700	
	213教室(AL)	2012年	165	90	500	
	グローバルラウンジ I・II	2016年	I : 66 II : 101	—	500	2室一体で 対象とする
	303教室(BL1)	2014年	101	40	500	
	305教室 学生起業 サポートルーム	2016年	61	—	300	
4号館 (一養校舎)	160教室(CL)	2013年	605	338	1,000	一養校舎全 体が対象
5号館	171教室(AL)	2013年	113	70	500	
5号館	370教室(CL)	2014年	244	192	700	
5号館	470教室(CL)	2014年	313	242	700	

- 注 1) 本表に掲載のない施設等への愛称等付与をご希望の場合は、ご相談ください。  
 2) 本表の最低希望価格(建物等、教室等ともに)は、税抜きの価格です。別途消費税及び地方消費税を申し受けます。